公　　告

公　告　２７　号
令和８年１０月２２日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第３６１会計隊久留米派遣隊長　南出　健太郎

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件　　名　：使用済自動車（装輪車両）の売払い（仕様書及び内訳書のとおり）
(2)　引 渡 場 所　：陸上自衛隊久留米駐屯地
(3)　引取（引渡）期限　：代金納付の日から５日以内（ただし、令和９年３月３１日までに搬出を完了）
(4)　代 金 納 付 期 限 ：発注書による
(5)　履 行 期 限　：引渡しを受けた日から３か月以内

２　競争参加資格者
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること
(3)　令和７・８・９年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）で「物品の買受け」Ｃ等級以上の資格を有する者。
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
(7)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第４２条第１項に規定する引取業者の資格、同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格の４資格を有し、かつ自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は令和８年１１月６日１２時００分までとする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても上記の期日までに提出すること。
(8)　官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいないかを確認した上で承認する。
(9)　官側は、受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。

(10)　当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第１６－１「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は令和８年１１月６日１２時００分までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は令和８年１１月６日１７時００分までとする。

３　競争入札執行の日時及び場所

(1)　日　　時：令和８年１１月１０日（火）１１時００分

(2)　場　　所：陸上自衛隊久留米駐屯地第３６１会計隊久留米派遣隊入札室

４　契約条項を示す場所

陸上自衛隊久留米駐屯地　第３６１会計隊久留米派遣隊事務室

西部方面会計隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.html）

５　入札説明会

実施しない。ただし、入札参加に当たっては、事前に現地において現場の状況及び現物を確認すること。**現地（物）確認を行っていない者の入札参加は認めない。**細部は調達要領指定書を確認すること。また、現物確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

なお、入札書を提出した者は、現場の状況及び現物を十分に確認し、その内容を理解したものとして取り扱う。

６　保証金に関する事項

(1)　入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する

(2)　契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の 100 分の 10 以上を違約金として徴収する

７　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８　入札の無効

(1)　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

(2)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(3)　入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

９　落札決定方法

単価（消費税抜き）ただし、予定数量×単価の総額を入札金額とし、予定価格以上の最高入札者を落札者とする。（ただし、同価の場合は、抽選により決定）

10　契約書の作成

(1)　落札決定後、速やかに契約書を作成する。

(2)　適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

契約書作成の際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて使用する。

11　違約金等

自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

12　公告掲示場所

第３６１会計隊久留米派遣隊の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm）に掲示

13　その他

(1)　入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。

(2)　入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送による入札のみ可とする。このため電話・ＦＡＸによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず**「（入札日時、入札件名）入札書在中」**と記載し、**入札日前日の１７時までに必着**するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。

(3)　契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記し、あわせて内訳書を提供するものとする。

(4)　当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

(5)　売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

(6)　売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる契約不適合等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(7)　売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

14　問い合わせ先

(1)　その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒８３９－８５０４　福岡県久留米市国分町１００　陸上自衛隊久留米駐屯地
第３６１会計隊久留米派遣隊　担当：中野
TEL　０９４２－４３－５３９１（内線３４７）・FAX　０９４２－４３－５３９１

(2)　内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する事項
陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊　補給科　担当：伊賀
TEL　０９４２－４３－５３９１（内線７２２）

内 訳 書

不用決定車両

No.	品　名	規　格	単位	数　量
1	鉄屑	鋳鉄	kg	58274.900
2	鉄屑	特級	kg	10822.000
3	鉄屑	1級	kg	1914.000
4	鉄屑	H2	kg	37282.300
5	鉄屑	H3	kg	55051.600
6	銅屑	H4	kg	3552.300
7	銅屑	上	kg	2.000
8	銅屑	並	kg	532.200
9	銅屑	下	kg	124.400
10	真鍮	込みガラ	kg	111.700
11	鋳物	込みガラ	kg	26.800
12	ステンレス屑	込みガラ	kg	33.000
13	アルミ屑	込みガラ	kg	4360.450
14	鉛　屑	使用済み車両分	kg	1208.400
15	ガラス屑	使用済み車両分	kg	852.300
16	ゴム屑	使用済み車両分	kg	11474.900
17	未価値品	未価値品	kg	17199.200
	合計			202,822.450

車両数量

1/2tトラック×1
11/2tトラック×2
1,11/2tトラック(A)×1
高機動車(系列車含む)×8
高機動車(A)(系列車含む)×1
3　1／2tトラック×3
3　1／2tトラック(A)×1
3　1／2tトラック(B)×1
3　1／2tトラック(C)×1
3　1／2tトラック(D)×1
3　1／2tトラック(E)×4
中砲けん引車×3
中砲けん引車(A)×2

※細部は仕様書のとおり

鉄屑換算（車両）一覧

	装備品等名	台　数	鉄									銅			真鍮		真鍮鋳物	アルミ	鉛	ガラス	ゴム	ステンレス	未価値品	計
			鋳鉄	H2	H3	H4	特級	1級	2級	3級	級外	上	並	下	真鍮	鋳物								
1	1/2tﾄﾗｯｸ（平成8年度以降納入車）	1	120.80	386.50	391.00	774.70							3.20					27.15	26.40	58.00	61.30		90.70	1939.75
2	11/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	2	1274.00	1560.00	2484.00	28.00							8.00	8.00	50.00			59.50	52.00	44.00	416.00		496.00	6479.50
3	11/2tﾄﾗｯｸ(A)（平成14年度以降納入車）	1	637.00	780.00	1242.00	777.00							4.00	4.00	26.00			39.75	26.00	27.00	213.00		389.00	4164.75
4	高機動車（系列車含む）（平成１１年度年度以降納入車）	8	7147.20	3508.00	3843.20	24.80							33.60					570.00	344.00	142.40	1210.40		3692.00	20515.60
5	高機動車(A)（系列車含む）（平成１１年度年度以降納入車）	1	893.40	438.50	475.70	16.10							4.50					75.25	43.00	17.80	151.30	33.00	461.50	2610.05
6	73式大型ﾄﾗｯｸ（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	3	6688.50	6414.00	7290.00	760.80							150.00	32.40	3.00			582.75	129.60	90.00	1306.50		2154.60	25602.15
7	73式大型ﾄﾗｯｸ(A)（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	1	2229.50	2138.00	2430.70	253.60							50.00	10.80	1.00			194.25	43.20	30.00	921.00		1005.00	9307.05
8	73式大型ﾄﾗｯｸ(B)（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	1	2229.50	2138.00	2430.70	253.60							50.00	10.80		1.00		194.25	43.20	30.00	435.50		718.20	8534.75
9	73式大型ﾄﾗｯｸ(C)（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	1	2229.60	2138.00	15943.30	253.60							50.00	10.80	1.00			194.25	43.20	30.00	435.50		718.10	22047.35
10	73式大型ﾄﾗｯｸ(D)（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	1	1685.00	2272.00	2864.00	49.00							31.00	1.00		5.00		98.75	31.00	28.00	532.00		523.00	8119.75
11	73式大型ﾄﾗｯｸ(E)（平成12年度年度以降納入車）及び31/2tﾄﾗｯｸ（平成14年度以降納入車）	4	7040.00	9146.00	13183.20	202.40							128.40	4.00		20.80		413.40	172.80	116.00	1842.00		2010.00	34279.00
12	中砲けん引車（平成１年度年度以前納入車）	3	16160.40	6363.30	2473.80	158.70							19.50	42.60	2.70			1489.65	144.00	143.10	2372.40		2759.10	32129.25
13	中砲けん引車（A）（平成１年度年度以前納入車）	2	9940.00				10822.00	1914.00				2.00			28.00			421.50	110.00	96.00	1578.00		2182.00	27093.50
																								0.00
合　　計			58274.90	37282.30	55051.60	3552.30	10822.00	1914.00	0.00	0.00	0.00	2.00	532.20	124.40	111.70	26.80	0.00	4360.45	1208.40	852.30	11474.90	33.00	17199.20	202822.45

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用済自動車（装輪車両）の売払い</td><td colspan="3">ＧＶ－Ｚ００１０１４</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年３月５日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　火器車両部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後，この契約の相手方に対し，当該自動車の全部を解体，プレス，せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ＡＳＲ（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり，自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し，合理的な解体などを行うことによって，解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって，自動車メーカーなどは，預託金から全部再資源化事業者にその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者，プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり，同項の規定に

基づき，自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し，経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第１６条第４項に規定する解体自動車全部利用者をいい，コンソーシアムに所属し，売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者であり，コンソーシアムに所属し，合理的な解体等を行うことによって，解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年経済産業省・環境省令第７号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2　関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　契約の相手方は，自動車リサイクル法第４２条第１項に規定する引取業者の資格をもち，かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって，入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり，コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

b)　契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は，過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において，解体証明書，破砕証明書，その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。

c)　契約の相手方は，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり，入札開始前までに公告日から最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

d) 契約の相手方は，売払い自動車を引取った後，フロン類及び指定回収物品を回収し，売払い自動車の全部を解体，プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり，当該自動車の輸送を除き，解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について，下請負させることなく契約相手方において実施する。

e) 契約の相手方は，エンジン，ドア，タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても，再利用不可能なように破砕及び圧縮などの処理を行うほか，部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し，鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお，このために必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

f) 契約の相手方は，売払い自動車を解体する作業において，**表1**に示す作業前，作業中及び作業後の写真を撮影するとともに，売払い自動車の引渡しから３か月以内に作業前，作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また，プレスに投入する直前からこれが破砕及び圧縮されるところまでを途切れなく１つの動画で撮影するものとする。

なお，動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし，記録したデータは，５年以上保管するとともに，必要に応じて官側の指示によって提出する。この際，提出する写真及び動画はＰＤＦデータ，ＤＶＤなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし，官側と調整をする。

g) 官側は，d)～f)の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし，契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合，これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，売払い自動車の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

d) 搬出・搬入は，官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い自動車について，2.1 に示す作業を実施して，鉄鋼の原料として利用し，エンジン，ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しを受けた日から３か月以内に，2.1に示す処理を実施する。

b) 契約の相手方は，解体自動車全部利用者への引渡しの完了後，**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し，解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，売払い自動車の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

c) コンソーシアム内で生じた問題，紛争などについては，契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第４２条第１項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	**図**1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図**2による。
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから３か月以内	**図**3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の３点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
１０	検収書の写し				解体自動車全部利用者よって発行されたスクラップの質量を示す証書
注a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破砕及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年　　月　　日

株式会社

代表者名　　（自　　署）

図1－誓約書の様式

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

１　解体作業場所

２　引取り日（搬出日）

３　解体受け車種、車台番号及び両数

４　解体作業内容

５　破砕作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1　作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





2　作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





3　作業後（スクラップ後）





図3－作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号　第　号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和８年１０月　　日
	作成部課	久留米駐屯地業務隊補給班
	作成年月	令和８年１０月　　日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	ＧＶ－Ｚ００１０１４	

指定事項

この指定書は、仕様書番号GV-Z001014に基づき久留米駐屯地敷地内における不用の決定をした装輪車両等の売払い要領において、駐屯地での入出門規制、車両搬出等の要領等を指定する。

契約相手方は、官側との契約が履行できる様最大限に企業努力を行うものとする。

1　売払い

1.1　売払い車両

番号	品目	型式	単位	予定数量	備考
1	1／2ｔトラック	V16BBRSFA	台	1	
2	1 1/2ｔトラック)	BXD30	台	2	
3	1 1/3ｔトラック) (A)	BXD30	台	1	
4	高機動車 (系列車含む)	BXD10	台	8	
5	高機動車 (A) (系列車含む)	BXD10	台	1	
6	3 1/2ｔトラック (系列車含む)	SKW475・476	台	3	
7	3 1/2ｔトラック (A) (系列車含む)	SKW475・476	台	1	
8	3 1/2ｔトラック (B) (系列車含む)	SKW475・476	台	1	
9	3 1/2ｔトラック (C) (系列車含む)	SKW475・476	台	1	
10	3 1/2ｔトラック (D) (系列車含む)	SKW475・476	台	1	
11	3 1/2ｔトラック (E) (系列車含む)	SKW475・476	台	4	
12	中砲けん引車 (特大車)	FW419L	台	3	
13	中砲けん引車 (A) (特大車)	FW419L	台	2	

細部は別紙のとおり。

2　現地（物）確認及び引渡日

2.1現地（物）確認は，入札日の２日前,平日０８３０～１６３０の間（１２００～１３００除く）とし，２日前までに契約担当官へ通知するものとする。

2.2引渡し日は、官側の指定により口頭告知又は納入告知書による代金を納付した後５日以内とする。

3　提出書類

3.1 表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は，**図3**による。）を提出する。

3.2 提出先は，久留米駐屯地業務隊補給班とする。

4　調整等

4.1 車両の搬出順序・搬出日程は、官側との調整によるものとする。

4.2日本国国籍を有しない者の入門がある場合については、現地（物）確認前に契約担当官へ通知するものとする。

4.3不測事態発生の調整については相互調整するものとする。

図3－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

1	使用部隊名		
2	リサイクル券番号		
3	車台番号		
4	車名（車両番号）		
5	預託金額（円）		
6	引取業者	登録番号	
		氏名	印
		事業所名称	
		所在地	
		電話番号	
7	引取年月日		

別紙様式第１６－１

承認申請
再委託　　書
届　出

発簡番号

年　月　日

分任支出負担行為担当官（分任契約担当官）
陸上自衛隊○○○○○○
○○○○○○　　殿

住　所
会　社
代表者名
担当者名
連 絡 先

１　　を再委託者として貴部発注
調 達 要 求 番 号
契約番号契約年月日
品　名　数　量
に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。
お届けします。

２　年度分

承　認　書

調 達 要 求 番 号
契約番号契約年月日
品　名　数　量
の契約に係る事項について　　に請け負わせることを下記条件を付して承認する。

記

１
２
３

承認番号　　再委託第　　号

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官（分任契約担当官）
陸上自衛隊○○○○○○
○○○○○○

注１　押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
　２　不要の箇所は抹消すること

市場価格調査書

業者各位

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

本件における、以下の内容の市場相場価格について、見積を依頼します。提出はFAX（0942-43-5391）で令和8年11月6日までに提出をお願いします。

番号	品　名	規　格	数　量	単　位	単　価 （税抜）	金　額 （税抜）
1	鋳鉄		58,274.90	kg		
2	鉄屑	H2	37,282.30	kg		
3	鉄屑	H3	55,051.60	kg		
4	鉄屑	H4	3,552.30	kg		
5	鉄屑	特級	10,822.00	kg		
6	鉄屑	1級	1,914.00	kg		
7	銅屑	上	2.00	kg		
8	銅屑	並	532.20	kg		
9	銅屑	下	124.40	kg		
10	真鍮屑	真鍮	111.70	kg		
11	真鍮屑	鋳物	26.80	kg		
12	ステンレス屑		33.00	kg		
13	アルミ屑		4,360.45	kg		
14	鉛屑		1,208.40	kg		
15	ガラス屑		852.30	kg		
16	ゴム屑		11,474.90	kg		
17	未価値品		17,199.20	kg		
	計		202,822.45			
	解体費		29	両		
	引取費	輸送費+荷役費	29	両		
	総　額					

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長　南出　健太郎

（回答者）
住所
社名

上記のとおり回答します。　　担当者・連絡先

入　札　書

令和8年11月10日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長　南出　健太郎　殿

1　件　名：使用済自動車（装輪車両）の売払い
2　引渡場所：陸上自衛隊玖珠駐屯地
3　引取（引渡期限）：代金納付の日から5日以内（ただし、令和9年3月31日までに搬出を完了）
4　代金納付期限：令和9年3月31日（水）
5　履行期限：引渡しを受けた日から3か月以内
6　入札保証金及び契約保証金：免除

入札金額 ￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙内訳書のとおり）

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

住　　所
会 社 名
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名
連 絡 先

内 訳 書

1．1/2tﾄﾗｯｸ(平成8年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		120.80	kg		
2	鉄屑	H2	386.50	kg		
3	鉄屑	H3	391.00	kg		
4	鉄屑	H4	774.70	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	3.20	kg		
9	銅屑	下		kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		27.15	kg		
14	鉛屑		26.40	kg		
15	ガラス屑		58.00	kg		
16	ゴム屑		61.30	kg		
17	未価値品		90.70	kg		
	計		1939.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

2. 11/2tﾄﾗｯｸ(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		637.00	kg		
2	鉄屑	H2	780.00	kg		
3	鉄屑	H3	1242.00	kg		
4	鉄屑	H4	14.00	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	4.00	kg		
9	銅屑	下	4.00	kg		
10	真鍮屑	真鍮	25.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		29.75	kg		
14	鉛屑		26.00	kg		
15	ガラス屑		22.00	kg		
16	ゴム屑		208.00	kg		
17	未価値品		248.00	kg		
	計		3239.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		2	両		
	総 額					

内 訳 書

3. 11/2tﾄﾗｯｸ(A)(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		637.00	kg		
2	鉄屑	H2	780.00	kg		
3	鉄屑	H3	1242.00	kg		
4	鉄屑	H4	777.00	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	4.00	kg		
9	銅屑	下	4.00	kg		
10	真鍮屑	真鍮	26.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		39.75	kg		
14	鉛屑		26.00	kg		
15	ガラス屑		27.00	kg		
16	ゴム屑		213.00	kg		
17	未価値品		389.00	kg		
	計		4164.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

4. 高機動車(系列車含む)(平成11年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		893.40	kg		
2	鉄屑	H2	438.50	kg		
3	鉄屑	H3	480.40	kg		
4	鉄屑	H4	3.10	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	4.20	kg		
9	銅屑	下		kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		71.25	kg		
14	鉛屑		43.00	kg		
15	ガラス屑		17.80	kg		
16	ゴム屑		151.30	kg		
17	未価値品		461.50	kg		
	計		2564.45			
	1台当たり単価					
	予定数量		8	両		
	総 額					

内 訳 書

5. 高機動車(A)(系列車含む)(平成11年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		893.40	kg		
2	鉄屑	H2	438.50	kg		
3	鉄屑	H3	475.70	kg		
4	鉄屑	H4	16.10	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	4.50	kg		
9	銅屑	下		kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑		33.00	kg		
13	アルミ屑		75.25	kg		
14	鉛屑		43.00	kg		
15	ガラス屑		17.80	kg		
16	ゴム屑		151.30	kg		
17	未価値品		461.50	kg		
	計		2610.05			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

6．73式大型トラック（平成12年度以降納入車）及び31/2tトラック（平成14年度以降納入車）

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 （税抜）	金 額 （税抜）
1	鋳鉄		2229.50	kg		
2	鉄屑	H2	2138.00	kg		
3	鉄屑	H3	2430.00	kg		
4	鉄屑	H4	253.60	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	50.00	kg		
9	銅屑	下	10.80	kg		
10	真鍮屑	真鍮	1.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		194.25	kg		
14	鉛屑		43.20	kg		
15	ガラス屑		30.00	kg		
16	ゴム屑		435.50	kg		
17	未価値品		718.20	kg		
	計		8534.05			
	1台当たり単価					
	予定数量		3	両		
	総 額					

内 訳 書

7．73式大型トラック(A)(平成12年度以降納入車)及び31/2tトラック(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		2229.50	kg		
2	鉄屑	H2	2138.00	kg		
3	鉄屑	H3	2430.70	kg		
4	鉄屑	H4	253.60	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	50.00	kg		
9	銅屑	下	10.80	kg		
10	真鍮屑	真鍮	1.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		194.25	kg		
14	鉛屑		43.20	kg		
15	ガラス屑		30.00	kg		
16	ゴム屑		921.00	kg		
17	未価値品		1005.00	kg		
	計		9307.05			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

8．73式大型トラック(B)(平成12年度以降納入車)及び31/2tトラック(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		2229.50	kg		
2	鉄屑	H2	2138.00	kg		
3	鉄屑	H3	2430.70	kg		
4	鉄屑	H4	253.60	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	50.00	kg		
9	銅屑	下	10.80	kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物	1.00	kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		194.25	kg		
14	鉛屑		43.20	kg		
15	ガラス屑		30.00	kg		
16	ゴム屑		435.50	kg		
17	未価値品		718.20	kg		
	計		8534.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

9．73式大型トラック(C)(平成12年度以降納入車)及び31/2tトラック(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		2229.50	kg		
2	鉄屑	H2	2138.00	kg		
3	鉄屑	H3	15943.30	kg		
4	鉄屑	H4	253.60	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	50.00	kg		
9	銅屑	下	10.80	kg		
10	真鍮屑	真鍮	1.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		194.25	kg		
14	鉛屑		43.20	kg		
15	ガラス屑		30.00	kg		
16	ゴム屑		435.50	kg		
17	未価値品		718.10	kg		
	計		22047.25			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

10．73式大型トラック(D)(平成12年度以降納入車)及び31/2tトラック(平成14年度以降納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		1685.00	kg		
2	鉄屑	H2	2272.00	kg		
3	鉄屑	H3	2864.00	kg		
4	鉄屑	H4	49.00	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	31.00	kg		
9	銅屑	下	1.00	kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物	5.00	kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		98.75	kg		
14	鉛屑		31.00	kg		
15	ガラス屑		28.00	kg		
16	ゴム屑		532.00	kg		
17	未価値品		523.00	kg		
	計		8119.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		1	両		
	総 額					

内 訳 書

11．73式大型トラック(E)（平成12年度以降納入車）及び31/2tトラック（平成14年度以降納入車）

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		1760.00	kg		
2	鉄屑	H2	2286.50	kg		
3	鉄屑	H3	3295.80	kg		
4	鉄屑	H4	50.60	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	32.10	kg		
9	銅屑	下	1.00	kg		
10	真鍮屑	真鍮		kg		
11	真鍮屑	鋳物	5.20	kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		103.35	kg		
14	鉛屑		43.20	kg		
15	ガラス屑		29.00	kg		
16	ゴム屑		460.50	kg		
17	未価値品		502.50	kg		
	計		8569.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		4	両		
	総 額					

内 訳 書

12. 中砲けん引車(平成1年度以前納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		5386.80	kg		
2	鉄屑	H2	2121.10	kg		
3	鉄屑	H3	824.60	kg		
4	鉄屑	H4	52.90	kg		
5	鉄屑	特級		kg		
6	鉄屑	1級		kg		
7	銅屑	上		kg		
8	銅屑	並	6.50	kg		
9	銅屑	下	14.20	kg		
10	真鍮屑	真鍮	0.90	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		496.55	kg		
14	鉛屑		48.00	kg		
15	ガラス屑		47.70	kg		
16	ゴム屑		790.80	kg		
17	未価値品		919.70	kg		
	計		10709.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		3	両		
	総 額					

内 訳 書

13. 中砲けん引車(A)(平成1年度以前納入車)

番号	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)
1	鋳鉄		4970.00	kg		
2	鉄屑	H2		kg		
3	鉄屑	H3		kg		
4	鉄屑	H4		kg		
5	鉄屑	特級	5411.00	kg		
6	鉄屑	1級	957.00	kg		
7	銅屑	上	1.00	kg		
8	銅屑	並		kg		
9	銅屑	下		kg		
10	真鍮屑	真鍮	14.00	kg		
11	真鍮屑	鋳物		kg		
12	ステンレス屑			kg		
13	アルミ屑		210.75	kg		
14	鉛屑		55.00	kg		
15	ガラス屑		48.00	kg		
16	ゴム屑		789.00	kg		
17	未価値品		1091.00	kg		
	計		13546.75			
	1台当たり単価					
	予定数量		2	両		
	総 額					

付紙２

入　門　者　名　簿

番　号	氏　　名 （生年月日）	会　　社　　名 現　　住　　所
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：
		会社名：
		現住所：